

景観法第98条第2項の規定に基づく大分県知事との協議に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法(平成16年6月18日法律第110号。以下「法」という。)第98条第2項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市以外の市町村の長(以下「市町村長」という。)が大分県知事(以下「知事」という。)と協議する手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 市町村長は、知事との協議に際し、協議書(様式1)に次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出するものとする。

- 一 良好な景観の形成に関するこれまでの取組
- 二 景観行政団体として行おうとする景観形成施策の方針
- 三 法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務(以下「景観行政事務」という。)を処理するための組織体制案
- 四 景観計画の策定等、景観行政事務の実施に係るスケジュール案
- 五 その他市町村長が必要と判断した事項

(回答)

第3条 知事は、市町村長からの協議に対し、景観行政の円滑かつ的確な実施に支障がないことを確認した場合は、異存ない旨を別紙(様式2)により当該市町村長に回答する。

(公示)

第4条 前条の回答を受けた市町村長は、速やかに法第98条第3項の規定に基づく公示を行うものとする。

(関係所属長への通知)

第5条 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課長は、知事の回答後速やかにその旨を関係所属長に通知する。

附 則

この要領は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。